

廃家電の不法投棄対策について

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会
産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
第12回合同会合

平成19年8月21日

目次

1. 廃棄物の不法投棄対策について
2. 廃家電不法投棄の要因に係る解析について
3. 廃家電不法投棄対策の方向性

1. 廃棄物の不法投棄対策について①

不法投棄対策の重要性

○我が国においては、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種のリサイクル法が制定され、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」形成が進められているところ。

○循環型社会の実現には、廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rの推進とともに、廃棄物の適正処理の確保が重要であり、その確保を妨げる不法投棄問題は、早急に解決を図らなければならない課題。

○廃棄物の不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の環境面での影響はもちろん、原状回復費用等の経済的損失をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、社会的な影響も極めて大きい。

家電リサイクル法の施行と環境省の不法投棄対策

平成13年の家電リサイクル法施行に対応し、環境省としても不法投棄対策を強化。

○一般廃棄物の不法投棄について、罰則を産業廃棄物の不法投棄並みに強化（廃棄物処理法平成12年改正、平成15年改正）。

○加えて、不法投棄に係る未遂罪の創設（平成15年改正）、不法投棄等目的の収集運搬に対する罰則の創設（平成16年改正）、廃棄物の無確認輸出に係る予備罪・未遂罪の創設（平成17年改正）など、不法投棄対策の抜本強化。

○さらに、市町村に対し、一般廃棄物を委託して処理する場合における市町村の処理責任の徹底を求め、通知を发出（平成16年8月）。受託者により一般廃棄物処理基準に適合しない処分が行われた場合、委託基準を遵守したか否かにかかわらず、排出市町村が自ら生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講じるべき旨伝達。

○本年2月、廃棄物に関する関係省庁連絡会議を設置。従来、環境省を中心に、規制強化等を進めるとともに、地方自治体と連携し「不法投棄撲滅アクションプラン」に基づく幅広い取組を実施してきたところであるが、「美しい国」日本を目指し、関係各省庁連携の下、地方自治体と連携し、国民運動としてさらに推進。5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、具体的な監視活動や啓発活動を一斉に実施するなど取組を強化。

近年の廃家電不法投棄台数の減少に寄与しているものと考えられる。

1. 廃棄物の不法投棄対策について②

廃棄物処理法の累次の改正等による取組

- 平成3年改正
- 廃棄物処理基準の強化
 - 廃棄物処理施設に対する規制強化
 - 特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物制度の創設
 - 適正処理困難物制度の創設
 - 我が国の全域において廃棄物の不法投棄を禁止
 - 改善命令及び措置命令の強化
 - 罰則の強化

- 平成9年改正
- 再生利用認定制度の創設（一定の廃棄物の再生利用について、大臣認定により業・施設許可が不要）
 - 生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長・利害関係者の意見聴取など施設設置手続の明確化
 - マニフェスト制度を全ての産業廃棄物に適用
 - 電子マニフェスト制度の創設
 - 産業廃棄物原状回復基金制度の創設（適正処理推進センター）
 - 罰則の強化（産廃不法投棄の罰則を3年以下の懲役又は1000万円以下の罰金（法人の場合は1億円）に引上げ等）

- 平成12年改正
- 環境大臣が基本方針を策定
 - 不法投棄された産業廃棄物の撤去命令の対象者を大幅に拡大
 - 廃棄物の野外焼却を禁止（不法焼却：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）
 - 罰則を強化（一廃不法投棄に係る罰条を産廃に係る罰条と統合し、5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金に引上げ、マニフェスト義務違反に係る罰則強化等）

- 広域認定制度の創設(一定の廃棄物の広域的な処理について、大臣認定により業許可が不要)
 - 特に悪質な業者について業・施設の許可の取消しを義務化
 - 産廃処理施設において、処理を行っている産廃と同様の性状を有する一定の一廃を処理する場合に、設置許可を受けないで、届出をもって一廃処理施設の設置を可能とする制度の創設
 - 罰則の強化(不法投棄及び不法焼却に係る未遂罪の創設・法人の一廃不法投棄に係る罰則を産廃と同様一億円以下の罰金に引上げ 等)
- 平成15年
改正

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の制定

- 平成9年の廃棄物処理法の改正前に行われた不適正処分に関して、都道府県等が自ら支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について国庫補助及び地方債の起債特例等の特別な措置を講じるもの。
- 平成15年

- 産業廃棄物の不適正処理に係る緊急時における国の関係都道府県への指示権限の創設
 - 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理禁止
 - 処分場の跡地等で土地の形質変更を行う際の事前届出制度の創設
 - 廃棄物処理施設で事故が起きた場合の応急措置・届出等の創設
 - 罰則の強化(不法投棄等目的の収集運搬に対する罰則(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)の創設、不法焼却・受託禁止違反について5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金に引上げ 等)
- 平成16年
改正

- 最終処分場の維持管理積立金制度の対象をすべての許可処分場に拡大
 - マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置の導入
 - 産廃関係事務等の役割分担の見直し(政令で定める市の長が事務を行うことができる)
 - 罰則の強化(廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪の創設 等)
- 平成17年
改正

- 石綿含有廃棄物に係る無害化処理認定制度の創設
- 平成18年
改正

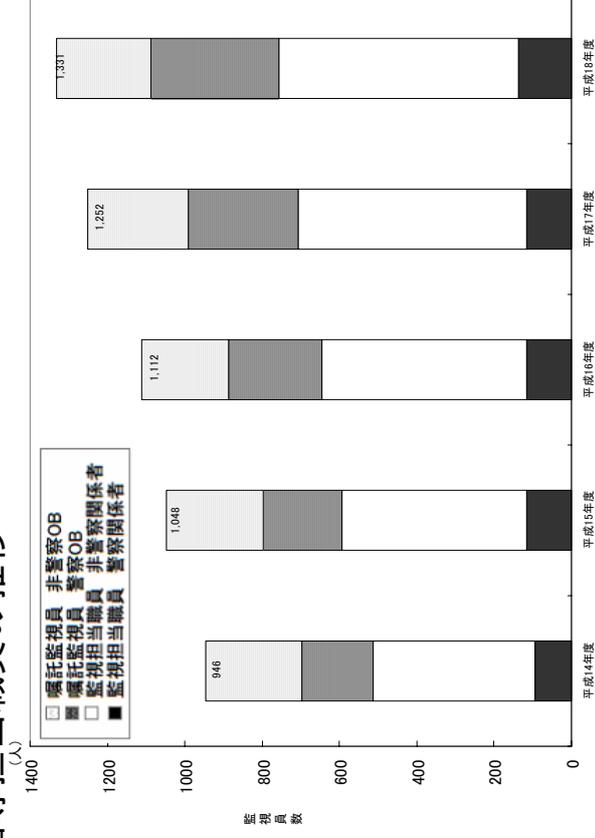
1. 廃棄物の不法投棄対策について③

不法投棄撲滅アクションプラン(平成16年6月、環境省)

- 従来の罰則の強化等の措置に加え、廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策(アクションプラン)を講じる。これにより、当面の目標である「5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする。」の実現を目指す。
- 地域における意識の向上、廃棄物処理体制の強化、制度を支える人材の育成を進める。

不法投棄等の監視・適正処理の指導担当職員の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
監視担当職員数(人)	514	594	645	708	757
警察関係者	94	116	115	116	136
非警察関係者	420	478	530	592	621
嘱託監視員数(人)	432	454	467	544	574
警察OB	184	203	241	283	331
非警察OB	248	251	226	261	243



1. 廃棄物の不法投棄対策について④

廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議の設置・ 全国ごみ不法投棄監視ウィークの設定

- ごみ不法投棄対策を国民運動として推進できるよう関係各省庁の連携を強化するため、廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議を平成19年2月設置。安倍総理大臣からの関係省庁が連携してごみ不法投棄対策に取り組むようことの指示を受けたもの。
- 「美しい国」日本を目指し、持続可能な社会を構築するため、全国各地域で進められているごみ不法投棄対策について、関係各省庁連携の下、地方自治体と連携し、国民運動としてさらに推進。
- そのための取組を国民運動として盛り上げるため、「ごみ減量・リサイクル推進週間」として設定されている5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」としても位置づけ、具体的な監視活動や啓発活動を一斉に実施するなど取組を強化。

解析手法

- ・ これまで実施した解析（第7回合同会議資料3-1及び3-2）に加えて、環境省で実施している毎年度の廃家電に係る不法投棄状況調査（全市区町村を対象に調査）のデータについて、統計的な解析を行った。
- ・ また、「行政区域外から持ち込まれた不法投棄物の割合」、「不法投棄された廃家電の処理体制」、「不法投棄状況の傾向」、「不法投棄による悪影響」については、全国の市区町村を対象にアンケート調査（調査期間：平成19年1月29日～2月14日）を実施した結果を用いた。
- ・ なお、市町村合併等の関係で、比較ができないデータについては、除いて解析を行った。

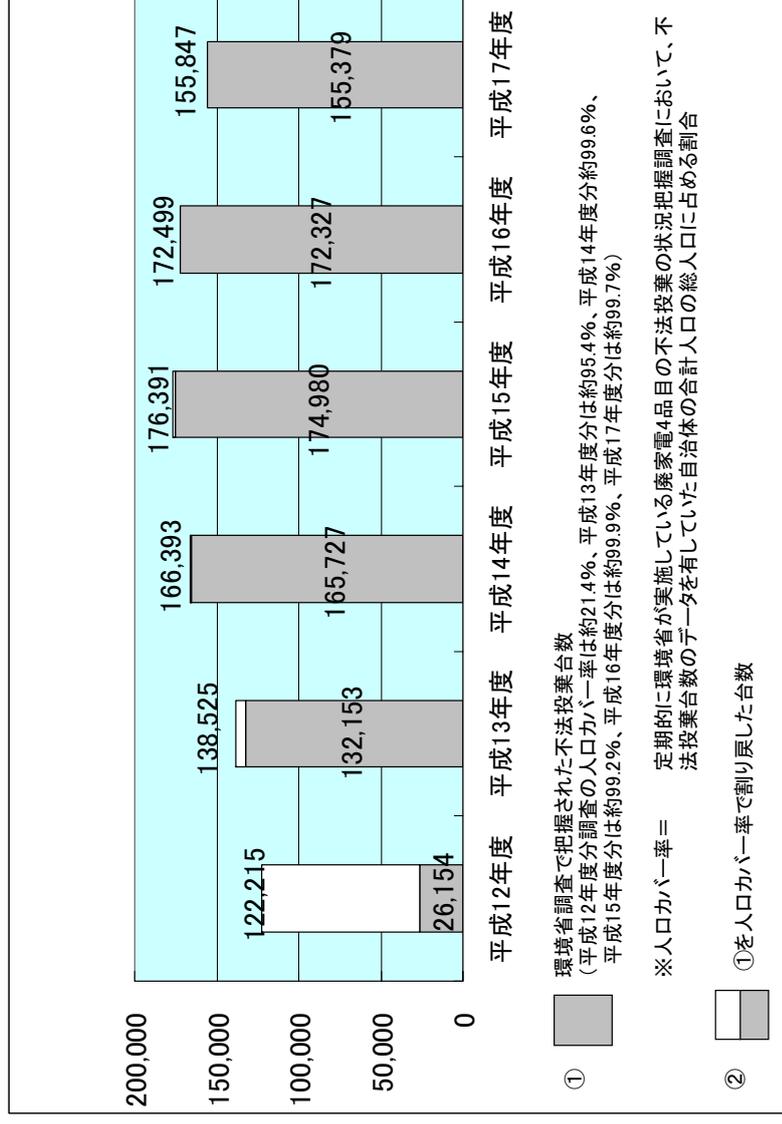
（分析項目）

- ・ 不法投棄台数の推移
- ・ 都市規模による比較
- ・ 不法投棄状況の傾向
- ・ 施行前後の処理・リサイクル料金の変化
- ・ 品目による比較
- ・ 市区町村による不法投棄対策
- ・ 資源価格と不法投棄台数の関係
- ・ 義務外品の回収方式
- ・ 市区町村による普及啓発による比較

不法投棄台数の推移

■ 第10回合同会議参考資料3より

○ 特定家庭用機器廃棄物の不法投棄台数は、家電リサイクル法の施行前後で、27%増加(H12:12.2万台→H17:15.6万台)

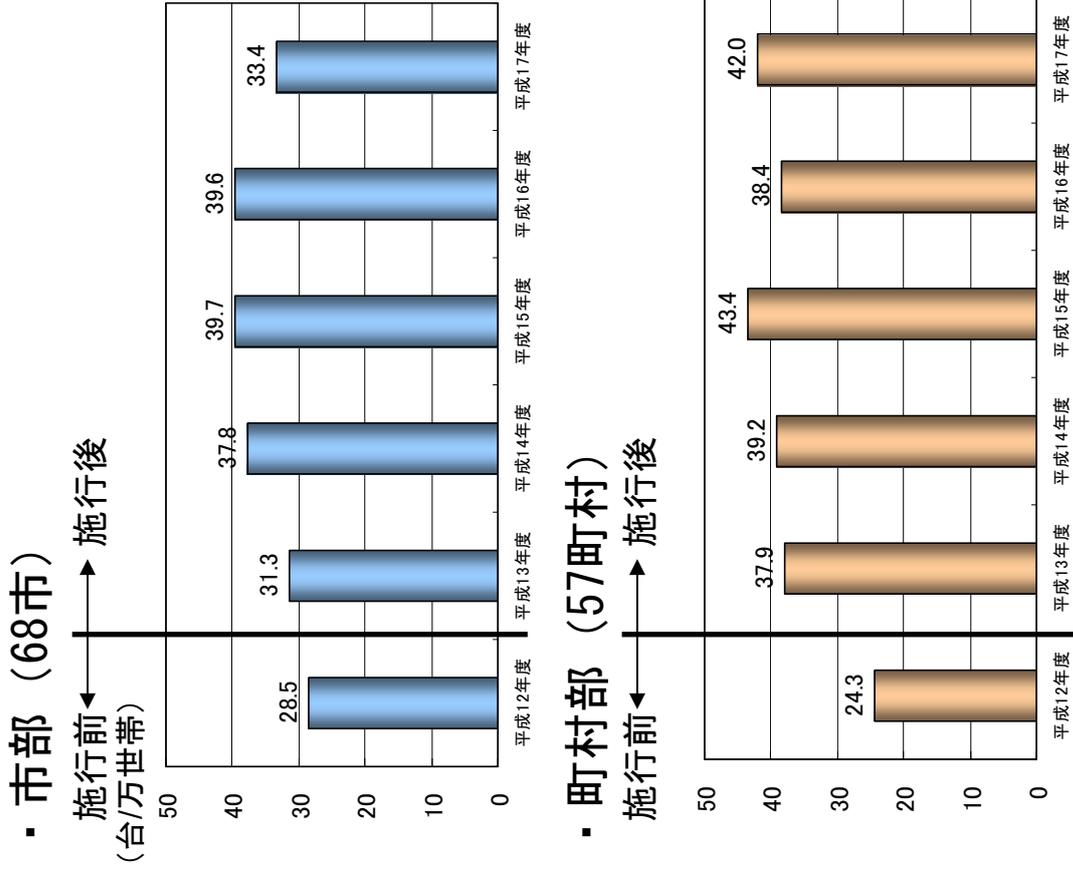


平成18年度上半期の不法投棄台数は68,642台、全国推計した台数は70,695台であった。

なお、施行前の平成12年度については、当時廃家電4品目の不法投棄を問題として把握をしていた自治体の数字から推計したこと、年度末に駆け込み廃棄等があったため、過大に推計している可能性(法施行後不法投棄が27%以上増加している可能性)がある。

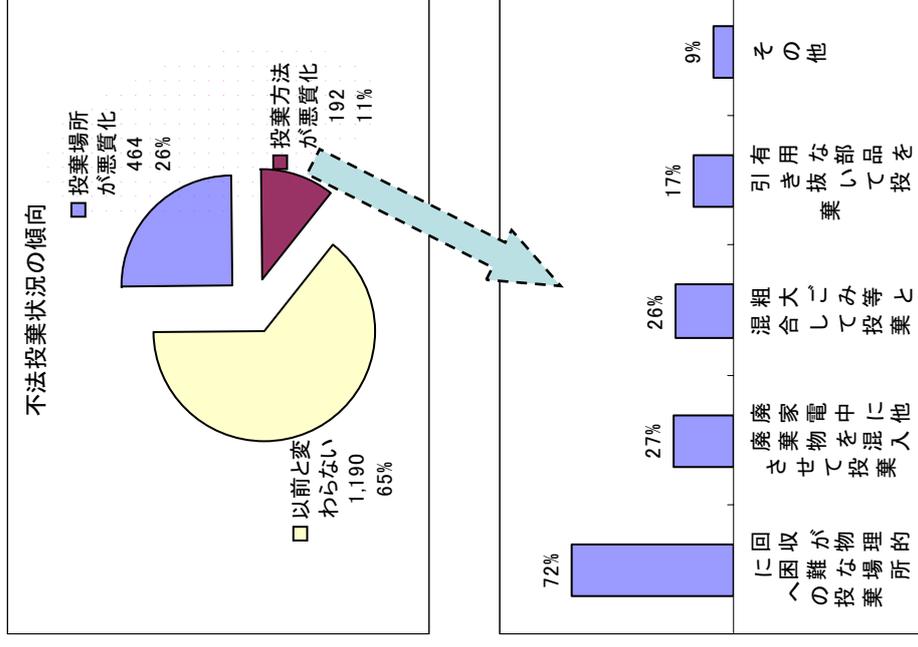
都市規模による比較

- ・ 世帯当たりの不法投棄台数（不法投棄台数/世帯）を市部と町村部で比較。
- ・ 家電リサイクル法施行後、特に町村部において、著しく増加（H12:24.3→H17:42.0台/万世帯、約73%増）。
- ・ また、行政区域外から持ち込まれた廃材の増加が、不法投棄の増加に大きく影響している。



不法投棄状況の傾向

- ・ 市区町村における廃家電の不法投棄状況の傾向についてアンケートを実施。
- ・ 対象地方公共団体数：1,846市区町村
- ・ 不法投棄が悪質化していると回答した市区町村が約4割あり、その内容として「回収が物理的に困難な場所への投棄」が最も多かった。



施行前後の処理・リサイクル料金の 変化による比較

・家電リサイクル法施行前後（平成12年と平成17年）の廃家電の処理・リサイクル料金の変化率により、市町村を2グループに分け、世帯当たりの不法投棄台数（不法投棄台数/世帯数）を比較（44市町村）。

- ▶リサイクル料金（平成17年度）と施行前の市町村による粗大ゴミの処理手数料（注）とを比較し、「倍額以上」、「倍額未満」の2グループに分類。
- ▶施行前後（平成12年と平成17年）の世帯当たりの不法投棄台数の差を4品目ごとに分析。

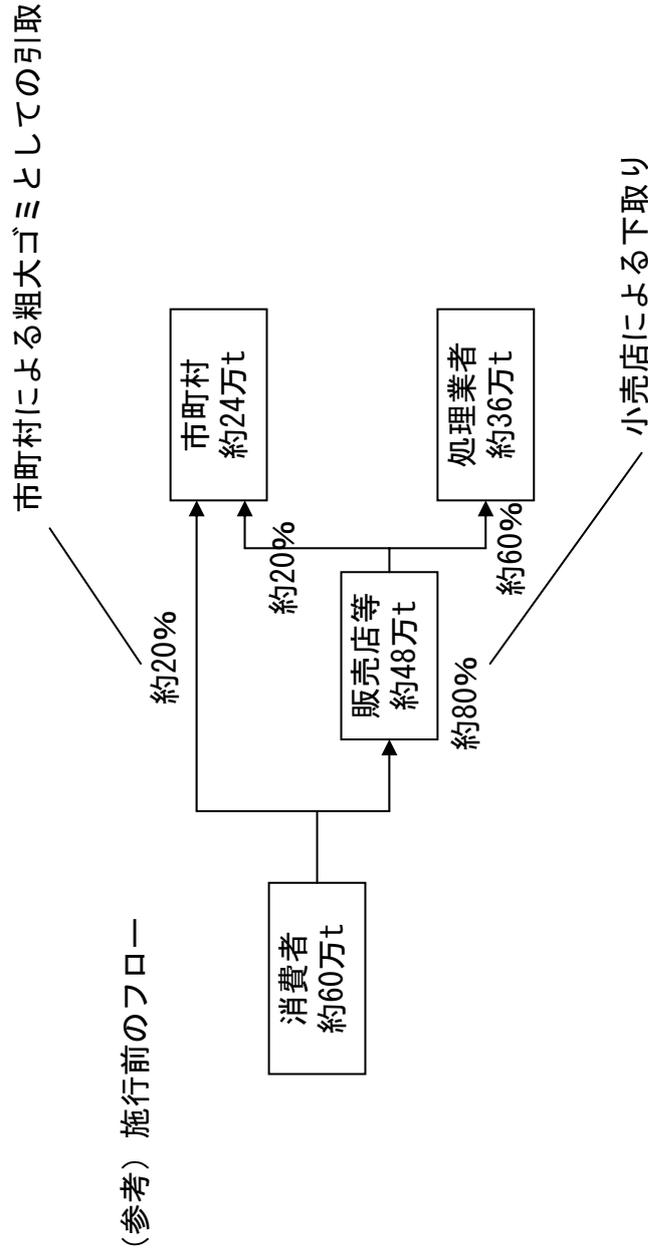
・施行後に廃家電のリサイクル料金が大幅に高くなった方が、施行後の不法投棄率の伸びが大きい。

〔 施行前後の不法投棄率の差（台/万世帯） 〕



注) 施行前の粗大ゴミの処理手数料

施行前においては、市町村による粗大ゴミとしての引取のほか、小売店による下取りが存在。ここでは、施行前のデータが入手できている粗大ゴミの処理手数料と家電リサイクル法に基づきリサイクル料金を比較している。



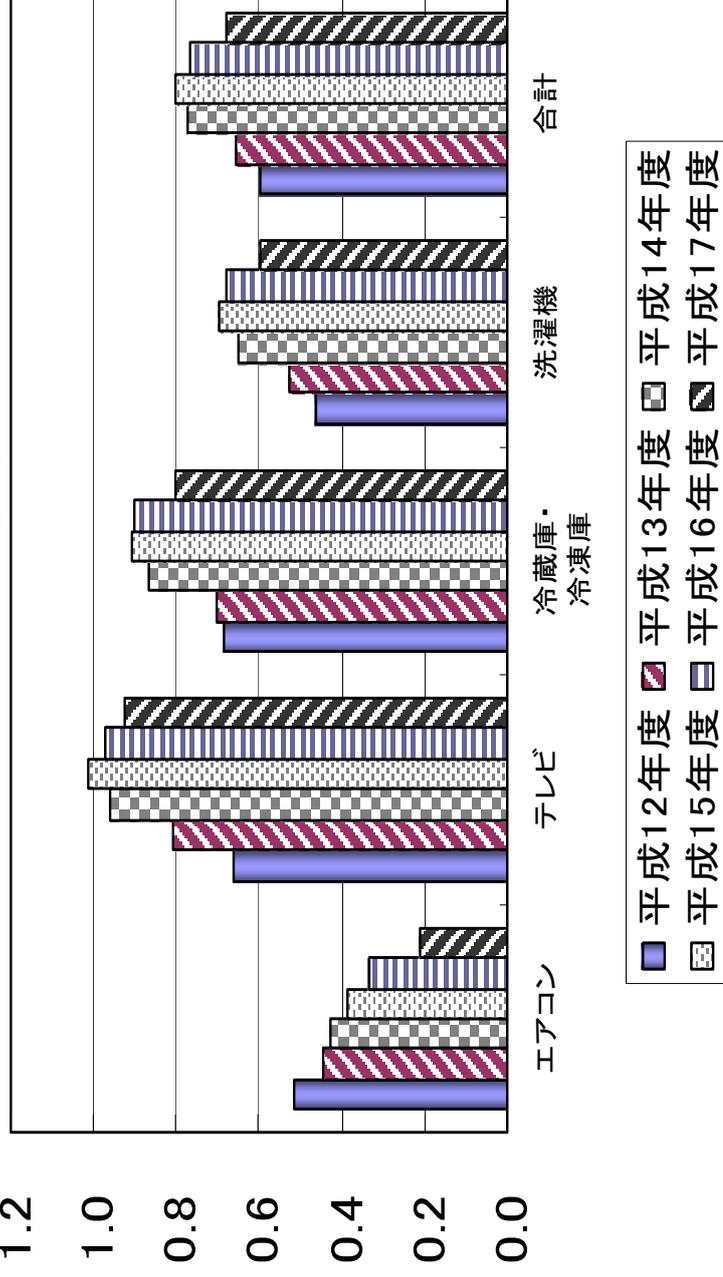
(出典：平成9年度厚生省資料「電気・電子機器等の処理に係る実態調査結果」)

品目による比較

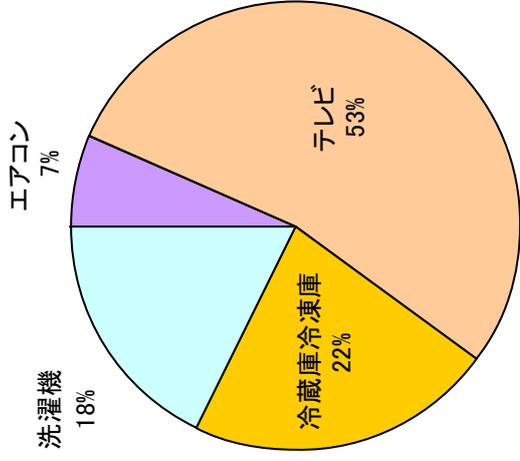
■ 第7回合同会議資料3-1及び3-2

- 金属資源価値が高いエアコンの不法投棄量は、施行後徐々に減少
- 不法投棄率の増加が大きかったのは、処理料金が高い冷蔵庫・冷凍庫、持ち運びが比較的容易なブラウン管テレビであり、2011年問題と関連して今後の不法投棄台数の増加が懸念される。

(%) 各品目における推計排出台数当たりの不法投棄率
(不法投棄台数／推計排出台数)



不法投棄台数の品目別の割合(平成17年度)



テレビ、冷蔵庫が多い

不法投棄された廃家電(集積所)



不法投棄された廃家電(集積所)



不法投棄された廃家電(現場)



車道(画面上)から崖下に不法投棄された廃家電等



人目のない林道沿いに不法投棄された廃家電等



同一地点に不法投棄された廃家電の例
2007.2



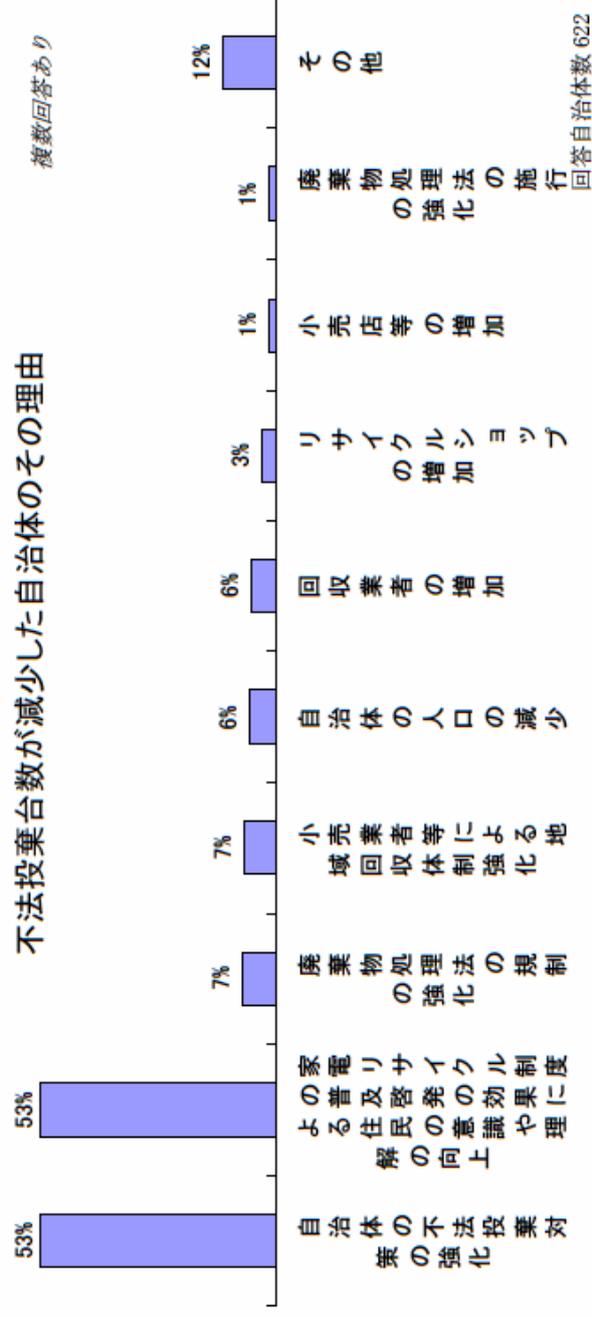
2006.5



市区町村の不法投棄対策

■ 第10回合同会議参考資料3より

- 法施行前に比べ、27%の増加ではあるものの、平成16・17年度においては、不法投棄台数は減少傾向にある。
- 不法投棄台数が減少した市区町村に対してその理由を尋ねたところ、不法投棄未然防止対策の強化(不法投棄未然防止対策予算の増額、パトロールの実施、監視通報体制の構築、監視カメラの設置等)が53%、家電リサイクル制度の普及啓発の効果による住民の意識や理解の向上が53%等が挙げられた。

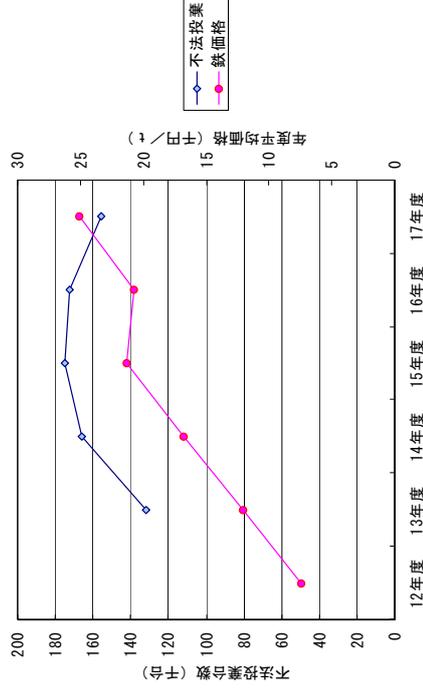


資源価格と不法投棄台数の関係

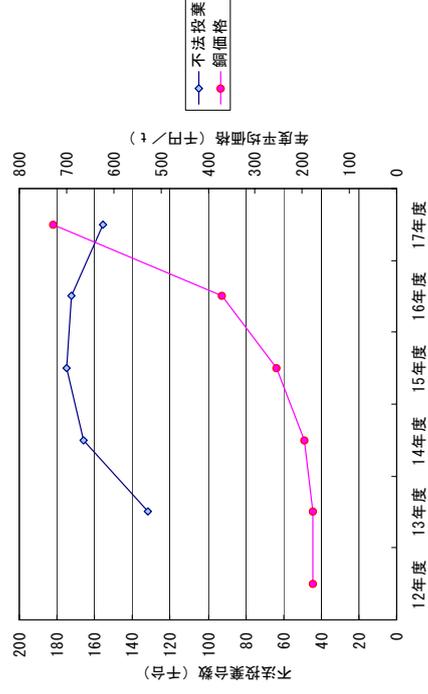
- ・ 資源価格（鉄、銅）と不法投棄台数の推移について比較。
- ・ 資源価格の高騰に伴い、不法投棄台数は増加傾向から減少傾向に変化。
- ・ 特にエアコンにおいては資源価格の高騰と負の相関が高い。
- ・ 近年の不法投棄台数減少傾向が、資源価格の高騰の影響を受けた一時的なもの可能性がある。

< 4 品目合計 >

○ 鉄



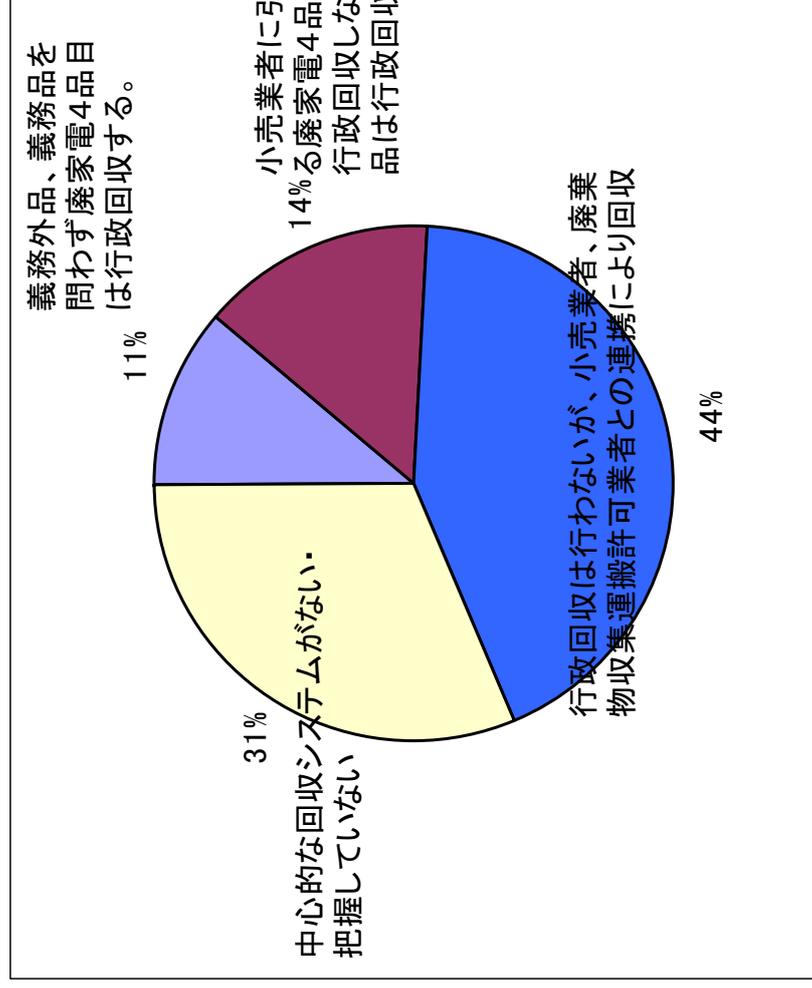
○ 銅



義務外品の回収方式

- 約7割の市町村が、義務外品について、市町村自らの回収又は小売業者、廃棄物収集運搬許可業者等の地域の関係者との連携により、回収体制を構築。
- 他方、約3割の市町村においては、義務外品の回収体制が構築されておらず、円滑な排出が確保されていない可能性がある。

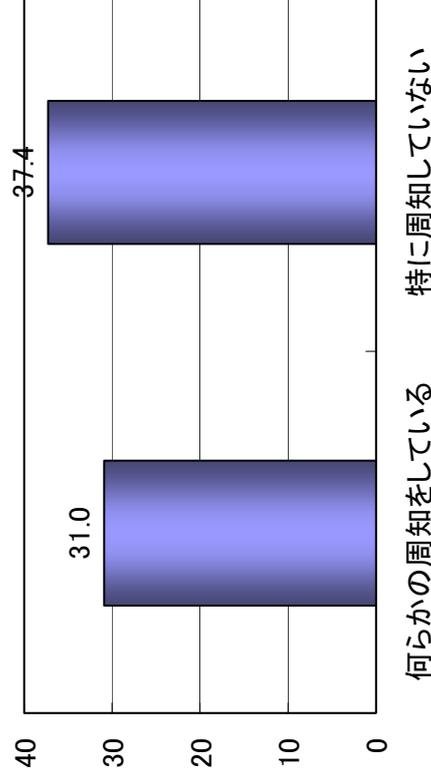
■ 第5回合同会議参考資料2より



市区町村による普及啓発による比較

- ・ 家電リサイクル制度について何らかの周知を行っている市区町村（1,735市区町村）と行っていない市区町村（56市区町村）で世帯当たりの不法投棄台数（不法投棄台数／世帯数）を比較。
- ・ 周知を行っている市区町村の方が不法投棄の発生率が低かった。

（台/万世帯）



（平成17年度）

これまでの調査・解析を含め、不法投棄の増減に関わる要因として、以下のような複合的な要因が考えられるのではないか。

- 処理・リサイクル料金の水準及び増加率
- 品目の持ち運びの容易性
- 排出の容易性・利便性、義務外品の回収体制の構築
- 市町村による普及啓発
- 監視体制の構築
- 地域コミュニティによる連携協力
- 都市部周辺の町村部、人目につきにくい等の地理的条件
- 資源市況の動向



不法投棄対策としては、これらの要因に対するきめ細かな複合的な対策パッケージが必要ではないか。

3. 廃家電不法投棄対策の方向性①

多様な要因に対する施策

- 処理・リサイクル料金の水準及び増加率
- 品目の持ち運びの容易性
- 排出の容易性・利便性、義務外品の回収対策の構築・周知徹底
- 市町村による普及啓発
- 監視体制の構築
- 地域コミュニティによる相互協力
- 都市部周辺の町村部、人目につきにくい等の地理的条件及びこれによる処理困難性

料金水準の在り方

義務外品の回収体制の構築

不法投棄の未然防止対策

義務外品の回収体制の構築

○ 市町村の義務外品の回収システムの構築と排出方法の住民への周知徹底

市町村は、廃棄物処理法第6条の2に基づき、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する。

- 義務外品の回収システムが未整備の市町村は、小売店や廃棄物収集運搬許可業者ら地域の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた回収システムを早急に構築することが必要ではないか。加えて、小売店等地域の関係者の協力も得ながら、ホームページや広報等を通じ、住民に義務外品の排出方法を周知徹底することが必要ではないか。
- 義務外品の回収システムの周知が十分でない市町村は、小売店等地域の関係者の協力も得ながら、ホームページや広報等を通じ、住民に義務外品の排出方法を継続的に周知徹底することが必要ではないか。

ホームページによる分かりやすい義務外品回収体制周知の例



トップ > [廃棄物政策課](#) > 家電のリサイクルについて

家電のリサイクルについて

以下の5品目は市では収集・処理しません

家電リサイクル法により、**エアコン、テレビ(ブラウン管式)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機**の家電5品目は、消費者から家電小売店などを経て製造業者に引き取られ、リサイクルされています。

市では収集・処分できませんので、次の方法で処理してください。

家電小売店に依頼する場合

- ・その製品を購入した店に依頼する
- ・新しい製品を購入する店に依頼する
- ・最寄の店に相談する



リサイクル費用と収集運搬費用を支払い、廃家電を引き渡します。

品目	リサイクル費用(税込)	収集運搬費用
エアコン	3,150円	
テレビ(ブラウン管式)	2,885円	各家電小売店や収集運搬業者が設定
冷蔵庫	4,830円	
冷凍庫	4,830円	
洗濯機	2,520円	

*リサイクル費用は、一部メーカーで異なる場合がありますのでご注意ください。

自分で運ぶ場合

最寄の郵便局でリサイクル費用を支払い、家電リサイクル券を受け取る(メーカー名を確認のうえ、おでかけください)
※郵便局でリサイクル費用を支払う際に別途插込み手数料がかかります。

自分で運べない場合

最寄の郵便局でリサイクル費用を支払い、家電リサイクル券を受け取る(メーカー名を確認のうえ、おでかけください)
※郵便局でリサイクル費用を支払う際に別途插込み手数料がかかります。

↓

収集運搬業者に運搬を依頼し、廃家電とリサイクル券を渡します。(別途収集運搬費用がかかります)

業者名	電話番号	備考
静岡一般廃棄物処理業協同組合	054-251-████	
(財)静岡市清掃公社	054-278-████	築、駿河区
(株)メンテックカンザイ	054-252-████	
清水一般廃棄物処理業協同組合	054-366-████	清水区
静岡市廃棄物政策課一般廃棄物担当	054-221-████	清水区蒲原地区

当までお問合せください

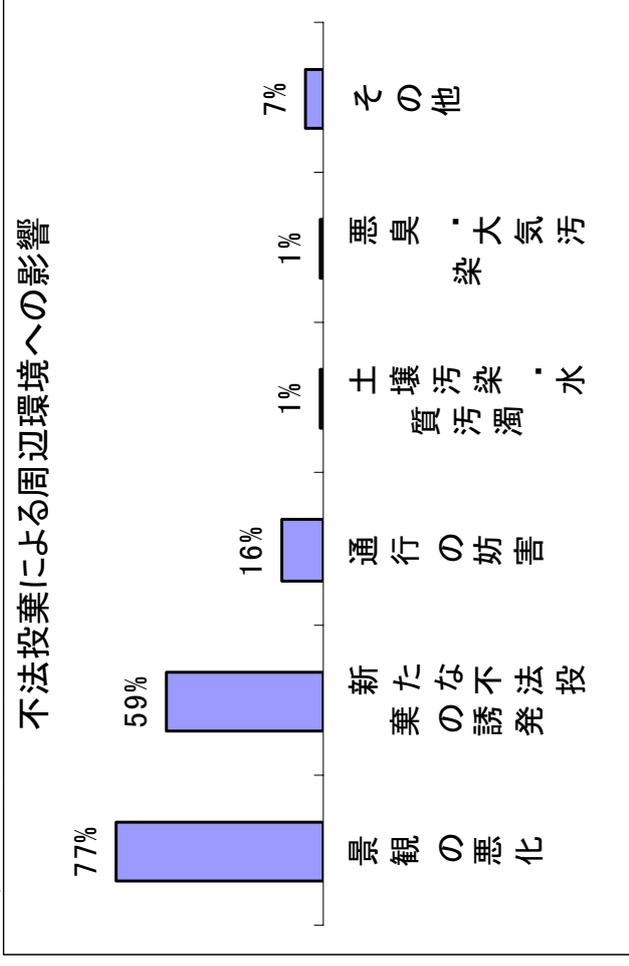
- ・トップページからの見つけやすさの工夫
- ・処分方法別に分かりやすく説明
- ・義務外品について、収集運搬業者の連絡先の明記

3. 廃家電不法投棄対策の方向性③

不法投棄未然防止対策の推進

○市区町村における廃家電の不法投棄による周辺環境への悪影響についてアンケートを実施したところ、景観の悪化、新たな不法投棄の誘発の順で回答が多かった。

・ 回答地方公共団体数：1,811市区町村



○不法投棄は、それ自身が生活環境保全上の支障をもたらすのみならず、新たな不法投棄を誘発することにより、更なる生活環境保全上の支障をもたらす。
○不法投棄家電を早期に処理し、不法投棄が不法投棄を招く事態を未然に防止することが重要ではないか。

自治体による積極的な不法投棄未然防止対策

- 廃棄物・リサイクル対策への意識の高い市町村は、義務外品の回収体制の構築・周知を前提として、廃家電の適正排出に係る普及啓発や、自治会など地域コミュニティの協力も得ながらの監視パトロールの実施、監視カメラの設置、不法投棄家電の早期撤去などの地域の実情に応じた不法投棄未然防止対策に積極的に取り組んでいる。
- これら市町村による不法投棄未然防止対策の強化や、普及啓発による住民の意識・理解の向上をより一層進めていくべき。

自治体による積極的な不法投棄未然防止対策の例

- ・ 札幌市
- ・ 広島市

■ 不法投棄に関する負担の増加

①家電4品目の不法投棄台数の増加

家電リサイクル法施行後、4年間で2.6倍に増加

平成13年度 2,080台

平成17年度 5,485台（2.64倍）

②不法投棄の一般化（単体投棄の増加）

単体投棄事案が7割を占め、一般家庭からの投棄も懸念
 <家電4品目の台数別不法投棄の割合（平成17年度）>

- ・単体で投棄 : 70%
- ・2～10台の投棄 : 29%
- ・10台以上まとめて投棄 : 1%

③不法投棄対策費用の増加

2,206千円（平成12年度）⇒ 35,625千円（平成17年度）

■ 不法投棄未然防止対策の拡充

①不法投棄対策の専管課の設置（平成12年度～）

②不法投棄回収物の記録・分析

分析事例：不法投棄件数ワースト10の把握<図表1>
 道路周辺に投棄集中

③市民ボランティア等による監視活動のさらなる充実

平成17年度 清田区に不法投棄ボランティア監視員制度発足

平成18年度 不法投棄ボランティア監視員制度を西区に拡大

地域住民の目によるパトロールの着実な実施

<ボランティア監視員による不法投棄発見数>

56件（平成17年度）⇒170件（平成18年度）

④その他の様々な不法投棄対策

- ・立て看板の設置 20台（平成18年度）
- ・監視カメラの設置 19台（平成12～18年度）
- ・不法投棄禁止ステッカーの配布 300枚（平成18年度）
- ・のぼり旗の設置 800本（平成18年度）

図表1 不法投棄件数ワースト10の推移

平成 順位	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
1	タイヤ	タイヤ	タイヤ	タイヤ	タイヤ	タイヤ
2	布団	布団	テレビ	テレビ	テレビ	テレビ
3	ガラス瓶	自転車	自転車	自転車	冷蔵庫	自転車
4	じゅうたん	石油ストーブ	布団	冷蔵庫	布団	バッテリー
5	ソファ	テレビ	バッテリー	バッテリー	自転車	じゅうたん
6	テレビ	じゅうたん	一斗缶	畳	石油ストーブ	自動車部品
7	バッテリー	一斗缶	冷蔵庫	洗濯機	バッテリー	冷蔵庫
8	石油ストーブ	冷蔵庫	自動車部品	布団	洗濯機	ソファ
9	毛布	ソファ	じゅうたん	石油ストーブ	ソファ	布団
10	一斗缶	バッテリー	照明器具	じゅうたん	椅子	石油ストーブ

広島市

広島県，人口116万人（平成19年3月1日推計人口）

■ 家電不法投棄に関する負担の増加

- ①家電4品目の不法投棄台数の増加
家電リサイクル法施行後、4年間で1.6倍に増加
平成13年度 381台
平成17年度 616台（1.62倍）

- ②不法投棄状況の悪質化
回収困難な谷底等への投棄（平成17年度末時点 5件）
- ③不法投棄対策費用の増加
2,114千円（平成12年度） → 4,213千円（平成17年度）

■ 適正な市民の排出行動に支えられた不法投棄未然防止

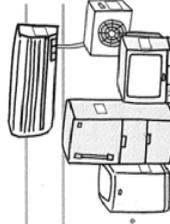
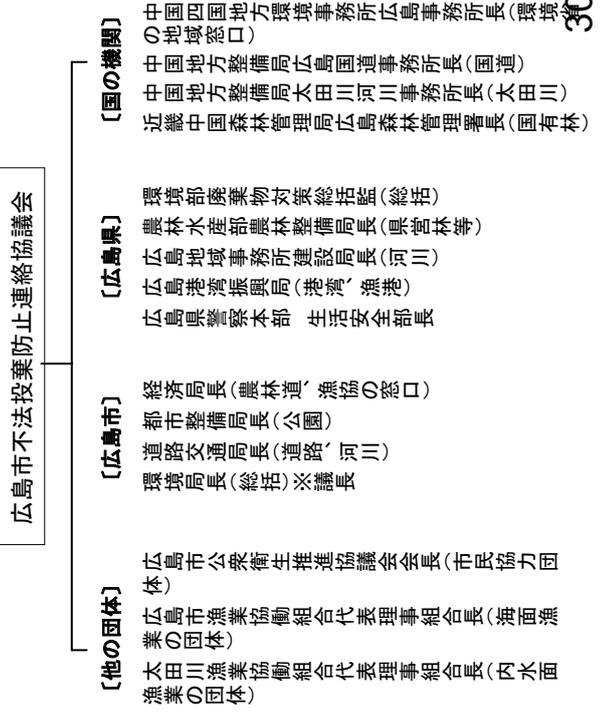
- ①義務外品に対する重層的な回収策＜図表1＞
- ②市民に定着した適正な排出行動
 - ・大型ゴミの自己搬入（無料）が市民に定着
 - ・伝統ある資源分別収集により、適正排出の確保に対し市民監視の眼
- ③広島市不法投棄防止連絡協議会（議長：広島市環境局長）の設置
- ④その他の様々な不法投棄対策
 - ・キャンペーン・写真展による啓発（平成15年度～）

図表1 義務外品に対する重層的な回収策

- ①家電販売店に引取
依頼
- ②指定引取場所自己
搬入
- ③市の収集

さらに、高齢世帯等への
持ち出し支援として「安心
サポート」あり

図表2 広島市不法投棄防止連絡協議会



家電リサイクル法対象機器の処分方法

「エアコン」「テレビ（ブラウン管式）」「冷蔵庫」「洗濯機」
「冷凍庫」の家電機器は、「家電リサイクル法」により、
製造メーカーに引き渡してリサイクルしなければなりません。
処分方法は次のとおりですが、いずれの場合にも
リサイクル料金を支払う必要があります。

処分方法	処分料金	申請書等
家電販売店に 引き取りを依頼する	リサイクル料金 運搬料	料金の支払い方法は、 申請書に詳細に確認してください。
製造メーカーの 指定引取場所に 自分で持ち込む	リサイクル料金	事前に申請書と、 申請書に記入した 搬入日時を記入の上、 搬入日までに搬入してください。
大型ゴミの 収集日に出す	リサイクル料金 （＝15,000円） 大型ゴミ収集運搬料	15ページの申請書に記入して、 予約した収集日に、なお、郵便局で 家電リサイクル券を購入する 必要があります。

※申請書（メーカーが用意している）は、申請書と
申請書の全部を申請書（申請書）と申請書
はメーカーにより異なる場合があります。
※家電リサイクル券購入の際、郵便局で
の払込料金が別途必要となります。

【家電リサイクル法対象機器の指定引取場所】

引取先	連絡先	引取りメーカー
岡山県貨物運送（株） 広島支店	中区本町六丁目1-16 TEL 243-4311	松下電器産業、三菱、 ダイキン工業、日立七ヶ丘など
広島運輸（株） 広島支店	中区本町六丁目2-15 TEL 545-5071	日立製作所、シャープ、三菱電機、ソニー、 富士通ゼネラル、アイワ、三菱重工、NECなど

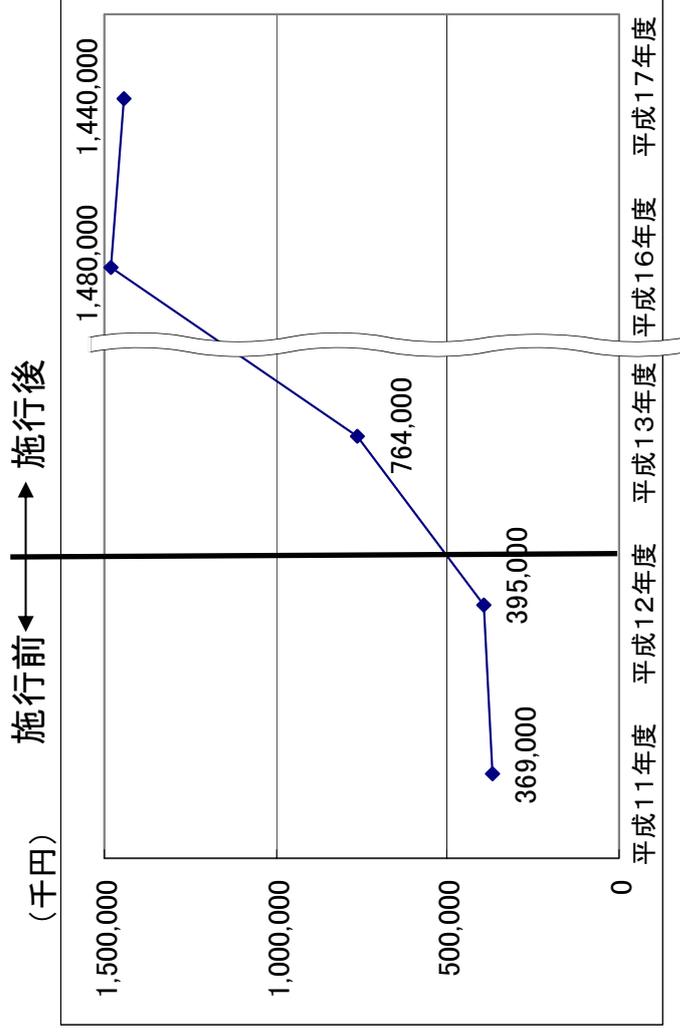
『ゴミ出しハンドブック[ひろしまエイト]』より

3. 廃家電不法投棄対策の方向性⑤

○その一方で、家電リサイクル法の施行前後で、市町村の廃家電不法投棄対策に係る費用は大幅に増大していると推計。また、こうした直接の費用に現れない家電不法投棄による生活環境保全上の支障も増大。

■ 第5回合同会議資料2-3より

特定家庭用機器廃棄物の不法投棄に対する費用の推移 (注)



特定家庭用機器廃棄物の不法投棄に対する費用内訳の推計(平成17年度) (千円)

原状回復・リサイクル費用 ・運搬費用 ・リサイクル費用	786,000
監視・啓発等費用 ・パトロール ・監視カメラ など	654,000
合計	1,440,000

注: 左の都市の費用内訳のデータから推計

注: 3政令指定都市及び都内4区のデータから、人口データを基に割り戻した。

○家電不法投棄を放置すれば、不法投棄が不法投棄を招き、家電リサイクル法ルートへの適正排出が阻害されるとともに、ひいては家電リサイクル制度自体の信頼性を揺るがすこととなる。家電不法投棄は、家電リサイクル制度全体に関わる問題として、関係者が協力しながら取り組むべき課題。

○市町村が家電不法投棄の未然防止対策に積極的に取り組むとともに、市町村に対し、資金面も含め、製造業者等の関係者が協力することが必要ではないか。